

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第4章 監査の結果</p> <p><b>Ⅱ. 個別の委託契約の監査結果</b></p> <p><b>2、行財政局</b></p> <p>&lt;指摘事項-6&gt;</p> <p>当該契約は従来直営で行っていた業務を始めて外部委託したものであり、予定価格135,000千円と高額で、選定評価委員会の審査も行っている。仕様も一義的であり手続き的にはほぼ競争入札である。手数をいとわず当初から地方自治法の実原則である競争入札を選択すべきである。</p>	<p>総合評価落札方式指名競争入札を実施した。(行財政局)</p>	<p>措置済</p>
<p><b>4、保健福祉局</b></p> <p>&lt;指摘事項-15&gt;</p> <p>契約事務手続規程第13条によれば、その他請負について、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」契約をいうと規定されている。</p> <p>市の説明によれば、本業務については、設備等の動作確認のみでなく、専門的見地から施設保全是正に関する意見や設備更新に関する判断等をしていただく必要があるため、委託契約としている旨の確認を住宅都市局建築技術部保全課に行っているとのことである。</p> <p>しかしながら、本業務は、基本的に公共建築物の法定定期点検であり、点検検査項目、点検の方法・進め方、報告書作成方法等が仕様書において具体的かつ詳細に明示されている。それ以上の意見や判断が専門的見地から必要と認められる業務については、別契約として検討することで十分対応が可能である。すなわち本業務については、「目的、方法、程度等が具体的かつ一義的に明示されている」ため、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものである。経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。</p>	<p>平成30年度より経理契約(その他請負契約)に改めた。(保健福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p><b>6、環境局</b></p> <p>&lt;指摘事項-21&gt;</p> <p>本件委託業務のうち相談指導業務の範囲が同協会から提出された見積書と委託業務実施報告書との間で乖離が生じており、委託業務実施報告書の内容から推察すると実質的に同協会がおこなっている事業にかかる費用を補助したものと見える。本件は不当な委託契約であり、補助金として支出すべきである。</p>	<p>関係機関との協議の結果、同協会へ委託していた事業内容を見直し、相談指導業務の委託は行わないこととした。(環境局)</p>	<p>措置済</p>
<p><b>11、消防局</b></p> <p>&lt;意見-19&gt;</p> <p>消防局保有車両は毎年常時整備しなければならないものであるが、トラック大手4者が辞退又は不参加で、結局1者により21年間継続して業務を委託するという結果となっており、全く競争原理が働いていない。これは仕様書で単年度契約でありながら、消防局整備工場において検査員2名を含む自動車整備士5名以上を配置することとなっていることが原因である。受託者の雇用者5名を単年度契約で常時配置す</p>	<p>5年間の債務負担行為を設定し、複数年度契約を導入した。(消防局)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>るのは来年の保証すらなく経営リスクが高すぎるわけである。</p> <p>本件契約は毎年必ず必要な市民の安心安全を確保するインフラ整備に関する業務であり、その業務を競争状態に置くためできるだけ長い複数年度契約を導入すべき時期であることに留意されたい。</p>		
<p><b>Ⅲ. 指定管理料の監査結果</b></p> <p><b>2、平成28年度の施設全体の指摘事項等</b></p> <p>&lt;意見-27&gt;</p> <p>特定非営利活動法人や地域団体等については所管課では応募団体の管理運営能力を選定時に適切に把握するとともに、問題があると思われる場合や存続可能性に疑念が残る場合等には一般の民間事業者のケースよりもきめ細かい指導・サポートや実効性のあるモニタリングが必要になると思われることに留意されたい。</p>	<p>平成30年8月に実施した「運用マニュアル」改訂において、NPO・地域団体等に対する指導等についてきめ細かく行うよう記載した。(行財政局)</p>	措置済
<p>&lt;意見-28&gt;</p> <p>「共同事業体結成届出書」には、「連帯して保証します」と記載されているが、共同事業体自体に法人格がないので、連帯「保証」ではなく連帯債務が正しいと思われる。</p> <p>連帯債務は、重要な法律関係であるにもかかわらず、指定時に連名による書面の差し入れがされないのであれば、指定管理者協定書を連名にて記名押印する形式に改めるのが最も良いと思われる。</p>	<p>平成30年8月に実施した「運用マニュアル」改訂にあわせて、「共同事業体結成届出書」にある「連帯して保証します」という記載を、「連帯して債務を負います」という記載に変更した。(行財政局)</p>	措置済
<p><b>3、平成28年度の施設別の監査結果</b></p> <p>みなと総局</p> <p><b>⑬中突堤中央ターミナル（かもめりあ）</b></p> <p>&lt;指摘事項-45&gt;</p> <p>中突堤中央ターミナルでは今回の非公募のケースを除けば毎期指定管理者が入れ替わっており、また第4期では第3期の共同事業体が引き続き選任されている状況でもあるが、応募要領の記載漏れにより共同事業体協定書や引継確認書の提出を受けていないため、共同事業体内部での責任や役割分担の確認、及び業務の引継ぎが適正に行われたか否かの確認がとれていない。施設の管理水準を維持するため、応募要領を改訂しこれらの事項を漏れなく確認すべきである。</p>	<p>平成30年度に応募要領を改訂して共同事業体協定書や引継書の作成について記載し、事業者に提出させた。(港湾局)</p>	措置済
<p><b>4、指定管理者が共同事業体の場合の監査結果</b></p> <p><b>①離宮公園</b></p> <p>&lt;指摘事項-47&gt;</p> <p>神戸市へ提出されている公園緑化協会グループの正味財産増減計算書では共同事業体の構成員である造園協力会の指定管理に係る経費実額が計上されておらず、また管理経費の内訳も示されていないので、作成方法を改めるべきである。</p>	<p>従前、離宮公園など共同事業体が指定管理者である場合、代表企業の収支報告書のみ提出としており、構成企業の費用内訳が明示されていなかった。</p> <p>平成29年度決算分より、構成企業ごとの費用内訳を明示した収支報告書に作成方法を改めた。(建設局)</p>	措置済
<p><b>5、直営の公の施設の監査結果</b></p> <p>&lt;指摘事項49&gt;</p> <p>直営施設について、適時にチェックを行うとともに、検討過</p>	<p>平成30年12月6日付の依頼文において、直営の公の施設についてチェックを行うとともに、チ</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
程を適切に保存すべきである。	エック表を所管課で保存するよう依頼した。(行財政局)	